

介護保険法の指定又は開設許可を受けて

介護事業を実施予定の事業者の皆様へ

生活保護法の一部改正の施行により、平成 26 年 7 月 1 日から介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合には、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「中国残留邦人等支援法」という。))による指定を含む。以下同じ)を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合は、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書に必要事項を記載のうえ、指定日の前日までに那覇市福祉部チャージがんじゅう課に提出してください。

注 1 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法の被支援者が入居する場合、入居にかかる利用料(家賃)が、住宅扶助又は住宅支援給付により入居できる額(単身世帯の場合 32,000 円以内)でなければ、入居及び給付の決定がされないのでご注意ください。

注 2 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法の被支援者に対する介護サービスは行うことができませんので、十分ご注意ください。

注 3 申出の後に、生活保護受給者又は中国残留邦人等支援法の被支援者に対する介護サービスを行おうとする場合は、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による指定を受ける必要があります。